

市川海岸塩浜地区護岸整備委員会要綱

(名称)

第1条 本委員会は、市川海岸塩浜地区護岸整備委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。

- 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）
- 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）
- 3) 工事施工計画

(委員及び任期)

第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が委嘱する。
2 委員の任期は1年間を原則とするが、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置き、学識者がその職務を行う。
2 委員長は、知事の指名による。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
4 副委員長は、委員長の指名により定める。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）及び環境生活部環境政策課（塩浜1丁目に係る事務）に置く。
2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(議事の公開)

第7条 委員会は、公開するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

- 附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。
附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。
附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。
附則 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年5月20日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。
- 2 委員会は、施行の日から平成25年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	

平成23年度 市川海岸塩浜地区護岸整備委員会委員名簿

(敬称略)

No	区 分	氏名	所 属 ・ 職 名 (専 門) 等
1	学 識 者	遠 藤 茂 勝	日本大学・教授 (海岸・港湾工学)
2		工 藤 盛 徳	東海大学・名誉教授 (漁業)
3		榊 山 勉	(財)電力中央研究所・上席研究員 (海岸工学)
4	漁業関係者	及川 七之助	南行徳漁業協同組合・専務理事
5		澤 田 洋 一	市川市行徳漁業協同組合・会計理事
6		中 村 泰 利	船橋市漁業協同組合・常務理事
7	地元住民	歌 代 素 克	市川市南行徳地区自治会連合会・会長
8		佐々木 洋晁	市川市塩浜協議会まちづくり委員会・事務局長

(旧)

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱

(名称)

第1条 本委員会は、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、市川海岸塩浜地区の護岸について、三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）による「三番瀬再生計画案」を基に、県の「三番瀬再生計画（事業計画）」等の策定を念頭に三番瀬再生会議と連携し、且つ地域の参加を得て、下記に掲げる事項の具体的な検討を行い、防護・環境・利用を踏まえた計画の策定に資することを目的とする。

なお、実施に当たっては本計画を反映させるものとする。

- 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）
- 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）
- 3) 工事施工計画
- 4) 各種モニタリング調査（範囲、期間、手法等。）

(委員及び任期)

第3条 委員は、別表1に掲げるもので構成する。
2 委員の任期は1年間を原則とするが、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置き、学識者がその職務を行う。
2 委員長は、知事の指名による。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
4 副委員長は、委員長の指名により定める。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。
2 第3条第1項の別表1に掲げる委員のうち、行政関係者の区分に属する者は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その者の職務を代理又は補佐する者を代理者として出席させることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）及び総合企画部政策企画課（塩浜1丁目に係る事務）に置く。
2 事務局は、別表2に掲げるもので構成する。
3 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(議事の公開)

第7条 委員会は、公開するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(新)

市川海岸塩浜地区護岸整備委員会要綱

(名称)

第1条 本委員会は、市川海岸塩浜地区護岸整備委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。

- 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）
- 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）
- 3) 工事施工計画

(委員及び任期)

第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が委嘱する。
2 委員の任期は1年間を原則とするが、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置き、学識者がその職務を行う。
2 委員長は、知事の指名による。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
4 副委員長は、委員長の指名により定める。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）及び環境生活部環境政策課（塩浜1丁目に係る事務）に置く。
2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(議事の公開)

第7条 委員会は、公開するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。
附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。
附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。
附則 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年5月20日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。
附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。
附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。
附則 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年5月20日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附則
1 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。
2 委員会は、施行の日から平成25年度末までの間に限って設置する。

別表 1

平成 22 年度市川海岸塩浜地区護岸検討委員会委員名簿 (旧)

(敬称略・委員長及び行政関係者以外は 50 音順)

No	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名 (専 門) 等
1	学 識 者	委員長	遠藤 茂勝 日本大学・教授 (海岸・港湾工学)
2		委 員	工藤 盛徳 東海大学・名誉教授 (漁業)
3		委 員	倉阪 秀史 千葉大学・教授 (環境政策)
4		委 員	榊山 勉 (財) 電力中央研究所・上席研究員 (海岸工学)
5		委 員	清野 聡子 九州大学大学院 准教授 (底生生物)
6		委 員	宮脇 勝 千葉大学大学院・准教授 (都市計画・景観)
7	漁業関係者	委 員	及川 七之助 南行徳漁業協同組合・専務理事
8		委 員	澤田 洋一 市川市行徳漁業協同組合・会計理事
9		委 員	中村 泰利 船橋市漁業協同組合・常務理事
10	環境保護団体	委 員	上野 菊良 浦安三番瀬を大切にする会
11		委 員	竹川 未喜男 千葉の干潟を守る会
12		委 員	三橋 福雄 千葉県不動産コンサルティング協会
13	地元住民	委 員	歌代 素克 市川市南行徳地区自治会連合会・会長
14		委 員	後藤 隆 三番瀬再生会議・公募委員
15		委 員	佐々木 洋晃 市川市塩浜協議会まちづくり委員会・事務局長
16		委 員	松崎 利光 三番瀬再生会議・公募委員
17	行政関係者	委 員	田草川 信慈 市川市行徳支所・支所長
18		委 員	赤塚 稔 千葉県総合企画部・理事
19		委 員	大林 正章 千葉県県土整備部河川整備課・課長
20		委 員	大野 二三男 千葉県県土整備部河川環境課・課長
21		委 員	齋藤 甚一 千葉県葛南地域整備センター・所長

別表 1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	